

長崎大学准教授 井畠 陽平

第4回で紹介した議会報告書にもあるように、今のG A F Aは巨大な経済力をを持ちます。これは、反トラスト法で対処すべき問題があつたのに、それを見過してしまった結果なのでしょうか。プラットフォームの特徴を踏まえて、この問題を考えてみましょう。

プラットフォームは、先に紹介した「鶏が先か、卵が先か」問題への対策として、一方のサイド（サイドA）から多めの手数料を徴収し、他方（サイドB）の手数料を減額（場合によっては無料に）します。では、プラットフォームの行為の違法性を判断する消費者は、どちらのサイドでしょうか。プラットフォームの利用者は「サイドA」とサイドBの両方」という

告書でもあるように、今のG A F Aは巨大な経済力をを持ちます。これは、反トラスト法で対処すべき問題があつたのに、それを見過してしまった結果なのでしょうか。プラットフォームの特徴を踏まえて、この問題を考えてみましょう。

プラットフォームは、先

に紹介した「鶏が先か、卵が先か」問題への対策として、一方のサイド（サイドA）から多めの手数料を徴収し、他方（サイドB）の手数料を減額（場合によっては無料に）します。

では、プラットフォーム

の行為の違法性を判断する消費者は、どちらのサイドでしょうか。プラットフォームの利用者は「サイドA」とサイドBの両方」という

ことになりそうですが、手数料を多めに徴収されるサイドAの利害関係だけで判断していくのでしょうか。それとも、手数料の点で利益を得ているサイドBの利害関係についても同時に考慮して判断しなければならないのでしょうか。この議論は決め手に欠けます。

他にも、例えばアマゾン・ドット・コムは、「マーケットプレイス」出店者がアマゾンプライムの認定を受けるにあたり、アマゾンが商品の梱包・発送や決済をサポートするフルフィルメントサービスの利用を奨励しているとされます。出店者にとってアマゾンプライムの利用価値は極めて高く、容易には利用をやめられません。アマゾンは小売りサービスにおける優位性

ことになりそうですが、手数料を多めに徴収されるサイドAの利害関係だけで判断していくのでしょうか。それとも、手数料の点で利益を得ているサイドBの利害関係についても同時に考慮して判断しなければならないのでしょうか。この議論は決め手に欠けます。

他にも、例えばアマゾン・ドット・コムは、「マーケットプレイス」出店者がアマゾンプライムの認定を受けるにあたり、アマゾンが商品の梱包・発送や決済をサポートするフルフィルメントサービスの利用を奨励しているとされます。出

店者にとってアマゾンプライムの利用価値は極めて高く、容易には利用をやめられません。アマゾンは小売りサービスにおける優位性

をテコとして、フルファイルメントサービスについても有利な立場に立とうとしているのかもしれません。これは「独占のテコ」といわれる問題です。しかし、市場での競争が機能していないからといって、全く別の市場で簡単に独占を実現されれば、ある市場を独占しているからといって、全く別の市場で簡単に独占を実現することも可能です。

実際、独占のテコ問題は近年、重視されていませんでした。G A F Aのサービスについて、独占のテコが現実にありえるのだとすると、「消費者利益の最大化」という基準に依拠することで、見過ごされてきた競争上の問題が生じていたのか

をテコとして、フルファイルメントサービスについても有利な立場に立とうとしているのかもしれません。これは「独占のテコ」といわれる問題です。しかし、市場での競争が機能していないからといって、全く別の市場で簡単に独占を実現されれば、ある市場を独占しているからといって、全く別の市場で簡単に独占を実現することも可能です。

実際、独占のテコ問題は近年、重視されていませんでした。G A F Aのサービスについて、独占のテコが現実にありえるのだとすると、「消費者利益の最大化」という基準に依拠することで、見過ごされてきた競争上の問題が生じていたのか